保　護　者　の　み　な　さ　ん　へ

板　倉　町

◎就学援助制度のご案内

町では、経済的理由で就学が困難な児童、生徒の保護者に対して、就学に必要な学用品費、通学用品費、修学旅行費等の援助を行っています。

◎対　象

要保護者　：　生活保護法により生活扶助を支給されている者

準要保護者：　世帯全員の収入額(給与所得者以外については所得額)の合計が、生活保護基準額の 1.2 倍以下の者(以下「準要保護者」という。) で、町教育委員会が援助を必要と認める者

◎認定基準

教育委員会では、次のような家庭（保護者）について、学校長の助言を求め、原則として４月１日から認定します。

また、年度途中においても必要に応じて追加認定します。

(1)生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた人で、生活が困窮している者

(2)町県民税、固定資産税、国民健康保険税、事業税及び国民年金の掛金の非課税、減免、徴収猶予を受けている者

(3)児童扶養手当の支給を受けている者

(4)生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている者

(5)保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

(6)保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる者

その他経済的な面からみた児童・生徒の就学状況も加味した総合的な状況から認定されます。

◎申請の方法

申請を希望する方は、板倉町教育委員会事務局総務学校係又は入学予定校にご相談ください。

【お問い合わせ先】

板倉町教育委員会事務局　総務学校係　電話 82-6153（直通）